

# 電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金（5万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（**1世帯あたり5万円**）は、住民税均等割非課税世帯や令和4年1月から12月までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

## 給付金の支給額

1世帯あたり **5万円**

## 給付金の支給時期

東かがわ市が確認書（または申請書）を確認し、個別に振込通知書を送付します。

## 支給対象と申請の有無

### 支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和4年度  
**「住民税均等割が非課税」**  
の世帯

令和4年1月～12月の収入が  
減少し **「住民税非課税相当」**  
の収入となった世帯（家計急変世帯）

### 返送が必要です

東かがわ市から支給対象となる世帯主に確認書を送付します。

※一部申請が必要な場合があります。

**提出期限：令和5年1月31日（火）**

詳しくは裏面「I」へ

### 申請が必要です

申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください。

**申請期限：令和5年1月31日（火）**

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

# 給付金の支給手続き

## I 令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯

**世帯の全ての方が、令和4年1月1日以前から現住所にお住まいの場合**

- 対象となる世帯には、東かがわ市から、給付内容や確認事項が書かれた確認書を送付しています。
- 中身を確認して、東かがわ市に返送してください。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



### ※申請が必要な場合

- (1) 世帯の中に、令和4年1月2日以降に転入した方がいる場合
- (2) DV等避難者で、住民票を移さずに東かがわ市で生活している方

支給要件に該当する方は、東かがわ市にお問い合わせください。

## II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月から12月までの任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額は、市区町村ごとに異なります。）  
（例）住民税非課税となる年間収入の目安（東かがわ市の場合）は、単身の場合930,000円以下、母・子(1人)の場合1,378,000円以下です。

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 支給要件に該当する方は、東かがわ市にお問い合わせください。

申請には、収入を証明する書類等の提出が必要です。

**!** 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の


**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

## お問い合わせ

東かがわ市役所 市民部 福祉課  
給付金担当

 **0879-26-1228**

受付時間 8:30~17:15 (平日のみ)

内閣府住民税非課税世帯等に対する  
臨時特別給付金コールセンター

**0120-526-145**

受付時間 9:00~20:00 (土日祝、12/29~1/3を除く)